

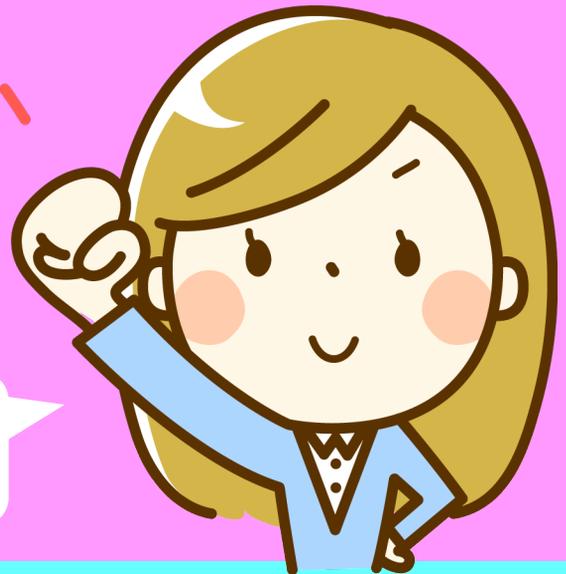
中小企業事業主の皆様

働き方改革は “社会保険労務士”に 相談して下さい！

電話・来所・メールで
相談できます

社労士が直接会社を訪問し
相談・支援します

セミナーの開催や講師派遣
を行います



徳島働き方改革推進支援センターの社労士へお気軽に相談下さい

- 月60時間超の割増賃金率の引上げ
- 改正育児・介護休業法
- パワーハラスメント防止措置
- 同一労働同一賃金
- 時間外労働の上限規制
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得

徳島働き方改革推進支援センター



〒770-0865

徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館 2階
徳島県社会保険労務士会内

電話:0120-967-951

FAX:088-654-7780

E-mail : soudancenter@tokushima-sr.jp



開設日時 平日 9時～17時まで(12/29～1/3を除く)



ご相談は
無料

相談内容については
秘密厳守で対応します

徳島働き方改革推進支援センター 専門家による個別無料相談 申込書

令和 年 月 日

徳島働き方改革推進支援センター行 FAX申込先 : 088-654-7780

会社名			業種	
所在地				
電話番号			担当者名	
従業員数	全労働者数	名	(うち非正規労働者	名)
メールアドレス				
希望日	①	月	日	時頃
	②	月	日	時頃
相談内容	<input type="checkbox"/> 月60時間超の割増賃金率の引上げ <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制への対応 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得促進 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金に関すること <input type="checkbox"/> 36協定届 <input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直し <input type="checkbox"/> 改正育児・介護休業法 <input type="checkbox"/> 労働関係の助成金の活用方法 <input type="checkbox"/> ハラスメント対策 <input type="checkbox"/> 労働時間の削減 <input type="checkbox"/> その他 ()			
備考				



0120-967-951



088-654-7780

徳島市南末広町5番8-8号徳島経済産業会館2階 徳島県社会保険労務士会内

ホームページ <https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokushima/>

開設日時 平日9時~17時まで(12/29~1/3を除く) E-mail : soudancenter@tokushima-sr.jp

